

【正誤表】

『中堅作業環境測定士向け実務能力向上のための知識』

作業環境測定の必要性について、下記のとおり訂正してお詫びします。

ページ・行	該当箇所	正
202・下 7	<p>すなわち、有機溶剤の消費量が非常に少ないとして所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合を除く「有機溶剤等」のうち、第1種有機溶剤等または第2種有機溶剤等を用いて屋内作業場で有機溶剤業務を行う場合が測定の対象になる。</p> <p><u>したがって</u>第3種有機溶剤等を用いた有機溶剤業務は、<u>測定の対象にならないので</u>、混合有機溶剤等について、第1種有機溶剤等、第2種有機溶剤等、第3種有機溶剤等の区別を行えることが必要である。</p>	<p>すなわち、有機溶剤の消費量が非常に少ないとして所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合を除く「有機溶剤等」のうち、第1種有機溶剤等または第2種有機溶剤等を用いて屋内作業場で有機溶剤業務を行う場合が測定の<u>主な</u>対象になる。</p> <p>第3種有機溶剤等を用いた有機溶剤業務では、<u>成分に第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を含有する場合には、それらの有機溶剤について測定を行う必要がある。</u>混合有機溶剤等について、第1種有機溶剤等、第2種有機溶剤等、第3種有機溶剤等の<u>種別は、健康診断、設備規制などについても異なってくるので、これらの区別を行えることが必要である。</u></p>
203・14	<p>→第3種有機溶剤等となり<u>測定義務なし</u></p>	<p>→第3種有機溶剤等となるが、<u>二硫化炭素、アセトン、酢酸エチルについては測定義務がある。</u></p>